第二種奨学金（海外）【応急採用】申込案内

海外の大学院に在学中で、進学前又は在学中に被災や病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、 急変後の年収見込みにより選考が行われる第二種奨学金（海外）の応急採用に、年間を通じて申し込むことができます。

※失職の予定や見込みがある等、家計急変前の場合は応急採用に申込みできませんので、通常の在学採用に申し込んでください。

※応急採用は、海外の大学院に在学中の人のための申込方法ですので、進学前に申し込むことはできません。

Ⅰ.応急採用の家計急変事由

応急採用の申込みが認められる家計急変事由は、下表のとおりです。

なお、下表に該当しない場合は、第二種奨学金（海外）在学採用への申込みを検討してください。

家計急変事由		家計急変事由の発生日
1. 死亡	（1）配偶者が死亡	死亡日
	（2）申込者本人の同一生計の父母が死亡	
2. 事故・病気等	（1）申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】（家族の看護、介護による休職を含む）	事故・病気等発生以降の家計急変日
	（2）申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】（申込者自身の治療費等による支出増大を含む）	事故・病気等発生日
3. 失職（退職、会社倒産、廃業）	（1）申込者本人又は配偶者が失職	離職日、廃業日
	（2）申込者本人の同一生計の父母が失職	
4. 震災、火災、風水害等に被災	（1）被災等により、収入が無くなった	罹災日、被災日
	（2）被災等により、収入が減った	
	（3）被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）	
	（4）申込者本人の同一生計の父母の被災等	
5. 配偶者等による暴力等から避難	（1）配偶者による暴力等から避難	保護施設への入所年月日等
	（2）申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難	
6. 離別（離婚・行方不明等）	（1）配偶者との離別	離別日（離婚日、失踪日等）
	（2）申込者本人の同一生計の父母との離別	
7. 進学・学業専念のための休職（申込者本人のみ）		休職開始日

※上表の家計急変事由により家計（収入状況、支出状況）が急変した生計維持者のことを、「家計急変者」といいます。

＜家計急変事由の説明＞

1. 死亡

（1）配偶者が死亡

・ 配偶者が死亡し家計が急変した場合が該当します。

・ この事由は、申込者本人のみの住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

（2）申込者本人の同一生計の父母が死亡

・ 申込者本人の同一生計の父母が死亡し家計が急変した場合が該当します。

・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。

・ この事由は、申込者本人及び配偶者の住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 配偶者や、申込者本人の同一生計の父母が震災、火災、風水害等に被災したことにより死亡した場合は、この事由を選択してください。

2. 事故・病気等

（1）申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】
（家族の看護、介護による休職を含む）

・ 申込者本人又は配偶者が事故・病気等で休職した場合が該当します。また、家族（扶養親族かどうかは問いません）の看護、介護等による休職で家計が急変した場合も該当します。
・ **申込日時点で復職している場合は該当しません。復職している場合は、第二種奨学金（海外）在学採用への申込みを検討してください。**
・ 家計急変事由の発生日は、事故・病気等の発生以降で家計が急変した日となります。診断書、治療計画書、医療費の領収書等に記載された日付、もしくは、休職証明書等で証明された日付を届け出てください。

（2）申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】
（申込者自身の治療費等による支出増大を含む）

・ 申込者本人、配偶者又は同一生計の家族の事故・病気等により支出が増大した場合が該当します。
・ 家計急変事由の発生日は、診断書、治療計画書、医療費の領収書等に記載された日付となります。
・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
・ この事由は、申込者本人及び配偶者の住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

3. 失職（退職、会社倒産、廃業）

（1）申込者本人又は配偶者が失職
・ 失職の理由は問いません。申込者本人又は配偶者が失職、廃業により家計が急変した場合が該当します。
・ **申込日時点で再就職、起業している場合は該当しません。再就職、起業している場合は、第二種奨学金（海外）在学採用への申込みを検討してください。**（雇用保険受給中において「就職」と判断されないアルバイトをしている場合は、失業中として申し込むことができます。）

（2）申込者本人の同一生計の父母が失職
・ 失職の理由は問いません。申込者本人の同一生計の父母が失職、廃業により家計が急変した場合が該当します。
・ **申込日時点で再就職、起業している場合は該当しません。再就職、起業している場合は、第二種奨学金（海外）在学採用への申込みを検討してください。**（雇用保険受給中において「就職」と判断されないアルバイトをしている場合は、失業中として申し込むことができます。）
・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
・ この事由は、申込者本人及び配偶者の住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

4. 震災、火災、風水害等に被災

（1）被災等により、収入が無くなった
・ 被災等により、申込者本人又は配偶者の収入（給与収入、事業所得等）が無くなった場合が該当します。
例えば、「自営業の方が自宅兼店舗が被災し営業ができなくなった。」などが該当します。

（2）被災等により、収入が減った
・ 被災等により、申込者本人又は配偶者の収入（給与収入、事業所得等）が減少した場合が該当します。

（3）被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）
・ 被災等により、家屋の修繕費等で申込者本人又は配偶者の支出が増大した場合が該当します。
・ この事由は、家計急変者についても住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。
・ 被災等により、収入が無くなり、支出も増えた場合は「（1）被災等により、収入が無くなった」を選択してください。
・ 被災等により、収入が減少し、支出も増えた場合は「（2）被災等により、収入が減った」を選択してください。

（4）申込者本人の同一生計の父母の被災等
・ 申込者本人の同一生計の父母が被災等により、家計が急変した場合（収入減、支出増とも）が該当します。
・ この事由の家計急変者は申込者本人となります。
・ この事由は、申込者本人及び配偶者の住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 配偶者等が震災、火災、風水害等に被災し死亡した場合は、別の事由「1. 死亡」を選択してください。
また、配偶者等が行方不明・生死不明の場合は、別の事由「6. 離別（離婚・行方不明等）」を選択してください。

5. 配偶者等による暴力等から避難

（1）配偶者による暴力等から避難

・ 申込者本人が配偶者による暴力等から避難するために、保護施設へ入所等することになった場合が該当します。
・ この事由は、申込者本人のみの住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

（2）申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難

・ 申込者本人が同一生計の父母による暴力等から避難するために、保護施設へ入所等することになった場合が該当します。
・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
・ この事由は、申込者本人及び配偶者の住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

6. 離別（離婚・行方不明等）

（1）配偶者との離別

・ 配偶者と離婚（離婚調停中の別居を含む）して家計が急変した場合が該当します。
・ 配偶者が行方不明により家計が急変した場合は、警察に行方不明届を提出している場合等が該当します。
・ この事由は、申込者本人のみの住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

（2）申込者本人の同一生計の父母との離別

・ 申込者本人の同一生計の父母と離別（離婚調停中の別居を含む）して家計が急変した場合が該当します。
・ 申込者本人の同一生計の父母が行方不明により家計が急変した場合は、警察に行方不明届を提出している場合等が該当します。
・ この事由の家計急変者は申込者本人になります。
・ この事由は、申込者本人及び配偶者の住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。
※ 配偶者や、申込者本人の同一生計の父母が震災、火災、風水害等に被災したことにより行方不明や生死不明の場合は、この事由を選択してください。

7. 進学・学業専念のための休職（申込者本人のみ）

・ 申込者本人が、学業専念のために勤務先を休職し無給又は減収となった場合が該当します。
・ **申込日時点で復職している場合は該当しません。**

Ⅱ.応急採用の申込みに必要な書類

家計急変により第二種奨学金（海外）の応急採用に申し込む場合は、通常の第二種奨学金（海外）在学採用申込書類に加え、次の1. ～3. の書類を追加で提出する必要があります。

1. 家計急変に係る事情書（大学院）（機構所定様式）
2. 家計急変事由の証明書類
3. 家計急変後の収入に関する証明書類（必要な方のみ）

1. 家計急変に係る事情書（大学院）（機構所定様式）

機構所定様式に記入し、提出してください。

※本人及び配偶者に家計急変が生じた場合は、それぞれの家計急変に係る事情書の提出が必要です。

2. 家計急変事由の証明書類

家計急変の事由ごとに必要となる証明書類が異なりますので、次ページを参照してください。

3. 家計急変後の収入に関する証明書類（必要な方のみ）

該当する家計急変の事由が、家計急変後の収入に関する証明書類の提出を必要とする場合（次ページ参照）は、家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する説明書類を提出してください。また、5ページの「家計急変後の収入に関する証明書類の注意点」を確認のうえ、準備してください。

家計急変事由	家計急変事由の証明書類	収入に関する証明書類	家計急変事由の発生日
1. 死亡			
（1）配偶者が死亡	戸籍謄本（抄本） 住民票の除票写し（死亡日記載）	不要	死亡日
（2）申込者本人の同一生計の父母が死亡			
2. 事故・病気等			
（1）申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難 【休職による収入減少】	以下の①、②両方の証明書類が必要です。 ①事故・病気等で就労困難な事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等（注1） ②休職等の証明（注2）	家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	事故・病気等発生以降の家計急変日（注4）
（2）申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変 【申込者本人の支出増大】	事故・病気等の事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等（注1）	不要	事故・病気等発生日
3. 失職（退職、会社倒産、廃業）			
（1）申込者本人又は配偶者が失職	・退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等 ・個人事業の開業・廃業等届出書（控用） ・破産手続開始決定の通知書等（民事再生法等の法的申立てを行っていることが確認できるもの）	失職した会社以外の収入がある場合は、家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	離職日、廃業日
（2）申込者本人の同一生計の父母が失職		不要	
4. 震災、火災、風水害等に被災			
（1）被災等により、収入が無くなった	罹災証明書、被災証明書（注5）	不要	罹災日、被災日
（2）被災等により、収入が減った		家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）（注5）	
（3）被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）	罹災証明書、被災証明書（注5） ※犯罪被害等により家計が急変した場合は、本機構に相談してください。	不要	
（4）申込者本人の同一生計の父母の被災等			
5. 配偶者等による暴力等から避難			
（1）配偶者による暴力等から避難	公的機関や NPO 法人等による保護証明書等	不要	保護施設への入所年月日等
（2）申込者本人の同一生計の父母による暴力等から避難			
6. 離別（離婚・行方不明等）			
（1）配偶者との離別	戸籍謄本（抄本）、離婚届受理証明書、行方不明者届受理票等（注6）	不要	離別日（離婚日、失踪日等）
（2）申込者本人の同一生計の父母との離別			
7. 進学・学業専念のための休職（申込者本人のみ）	休職等の証明（注2）	家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	休職開始日

（注1） 日付の記載のないものは、家計急変事由の証明書として使用できません。
医療費の領収書は、家計急変日として届け出る診療年月日、入院年月日等又は領収書発行年月日が記載されたものを提出してください（事故・病気等発生以降の全ての領収書等を提出する必要はありません）。
治療計画書は、治療開始年月日が記載されたものを提出してください。
診断書は、事故・病気等の発生日が記載されたものを提出してください。

（注2） 就労困難となった者が個人事業主の場合や、雇用されている者が申請時点で既に離職している場合は、所定の様式（「事故・病気等による休職等に係る申告書（緊急採用・応急採用）」）を記入のうえ、提出してください。
また、休職制度がない等の場合は、勤務先の作成した出勤していないことを証明する書類を提出してください。

（様式）「事故・病気等による休職等に係る申告書（緊急採用・応急採用）」は機構ホームページからダウンロードできます。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/teishutsushorui.html

（注3） 家計急変事由の発生日の翌月以降の収入に関する証明書類が手元に用意できてから申し込んでください（被災等により書類の用意が困難な場合は、本機構に相談してください）。
進学前に家計が急変し、事由発生日の翌月から申請月の前月までが 12 か月以上ある場合は、直近 12 か月分の課税される全ての収入に関する証明書類を提出してください。なお、家計急変事由の発生日が 2023 年1月～12 月の場合に限り、2024 年分の源泉徴収票又は e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できる確定申告書（控）を提出してください。

（注4） 事故・病気等の「家計急変事由の発生日」は事故・病気等の発生以降で家計が急変した日となります。
・事故・病気等の発生日を家計急変日として届け出る場合は、①の証明書で証明できる年月日としてください（医療費の領収書を証明書として提出される場合、診療年月日、入院年月日の記載がない場合は、領収書発行年月日を家計急変事由の発生日としてください）。
・休職開始日又は休職中に無給となった日を家計急変日として届け出る場合は、②の証明書で証明できる年月日としてください（休職中に無給となった日とする場合は、休職証明書に無給となった年月日の記載が必要です）。

（注5） 災害救助法適用地域に該当し、罹災証明書・被災証明書、収入に関する証明書類等の提出が困難な場合は、本機構に相談してください。

（注6） 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、行方不明・生死不明で行方不明者届受理票等の提出が困難な場合は、罹災証明書、被災証明書を証明書として提出してください。

家計急変後の収入に関する証明書類の注意点

家計急変事由が「2（1）」、「3（1）」、「4（2）」、「7」の場合は、以下に注意して収入に関する証明書類を用意してください。

【共通】

・複数箇所からの給与又は営業等所得、農業所得、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、**課税される全ての所得を申告する必要があります。**未申告の所得があると採用後に判明した場合には、貸与済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。

・**収入がない月（給与支給0円、所得金額0円以下）であっても会社に在籍している場合（休職中、派遣会社に登録している等）、自営業を廃業していない場合は、給与明細書又は帳簿等の提出が必要です。**

・傷病手当金、障害年金や失業等給付等、非課税の所得は申告不要です。

・連続性のある書類の提出が必要です。
（例）5月で派遣先での勤務が終了したため、6月以降の給与明細書はないが、派遣会社への登録は継続している。
⇒6月以降分は、派遣会社が作成した派遣実績がないことを記載した書類の提出が必要です。

・通帳のコピーは提出書類として認められません。

・勤務先から給与とは別に事業所得となる報酬が支払われる職種（保険外交員等）の場合は、収入に関する証明書類の余白にその所得の種類（給与所得、事業所得）を記載してください。なお、実際は事業所得であるにもかかわら

ず、帳簿のほかにその売上金額にあたる給与明細書が提出された場合は、事業所得とは別に給与所得があるものと判断されます。

【給与収入の場合】

・氏名、勤務先名、月ごとの金額が記載された給与明細書が必要です。

・**収入に関する証明書類を提出する期間中に賞与等、会社から課税される臨時の支給があった場合は、臨時に支給された手当の明細書の提出も必要です。**

・給与明細書に支払日（支給日）が併記されている場合は、支払日（支給日）が属する月の収入証明書として扱います。

（例）「４月度給与明細書／５月 10 日支給」と併記⇒５月分の収入証明書として扱います。

（例）給与明細書の様式が変わり、支払日（支給日）が併記されるようになった

（４月度給与明細書には支払日なし、５月度給与明細書には6月 10 日支給と併記あり）

⇒勤務先が作成した給与支払証明書を提出してください。

・勤務先を退職した場合は、退職の事実関係が確認できる証明書（退職証明書等）の提出が必要です。

【年金収入の場合】

・収入に関する証明書類として、「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」等を提出してください。

・公的年金の場合は、機構において支給される金額を月額に換算して年間所得の見込額を算出します。

収入に関する証明書類の提出期間において実際に年金の振込みがない場合も、以下の事例のとおり証明書類の提出が必要です。

（例）

＜家計急変者の状況＞

家計急変事由が配偶者の失職

家計急変年月日が 2025 年６月２日（離職日）

申請書類提出日が 2025 年８月２日

厚生年金受給中　偶数月に 30 万円振込み

＜提出が必要な収入に関する証明書＞

「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」等（提出が必要な期間：2025 年７月分）

2025 年７月に年金の振込みはありませんが、偶数月の 2025 年８月に支給される 30 万円を１か月分（15 万円）に換算して年間所得の見込額を算出しますので、収入に関する証明書類の提出が必要となります。

【給与収入以外の場合】

・「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿が必要です。帳簿を提出する場合は、所定の様式（「自営業等の所得金額計算書」）を添付してください。

（様式）「自営業等の所得金額計算書」は機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/moushikomi.html

※役員報酬の場合は給与収入となります。帳簿ではなく、役員報酬明細書を提出してください。なお、提出不要にもかかわらず帳簿を提出した場合は、給与所得とは別に事業所得等があると判断されますのでご注意ください。

・月ごとの帳簿を提出する際、売上や経費の計上に関する考え方は確定申告と同じです。確定申告で経費と認められないものは、機構の審査においても認められません。経費計上できないものが経費に計上されている場合は、機構において金額の修正を行ったうえで、貸与額算定基準額を算出する場合があります。

例えば、所得税、住民税、年金保険料、健康保険料、住居家賃等の事業主とその家族に関わる費用は、経費とは認められません。

・廃業した場合は、廃業の事実関係が確認できる証明書の提出が必要です。

家計急変後の収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認

※ 家計急変後の収入に関する証明書類の提出が必要かどうかは、4ページを参照してください。

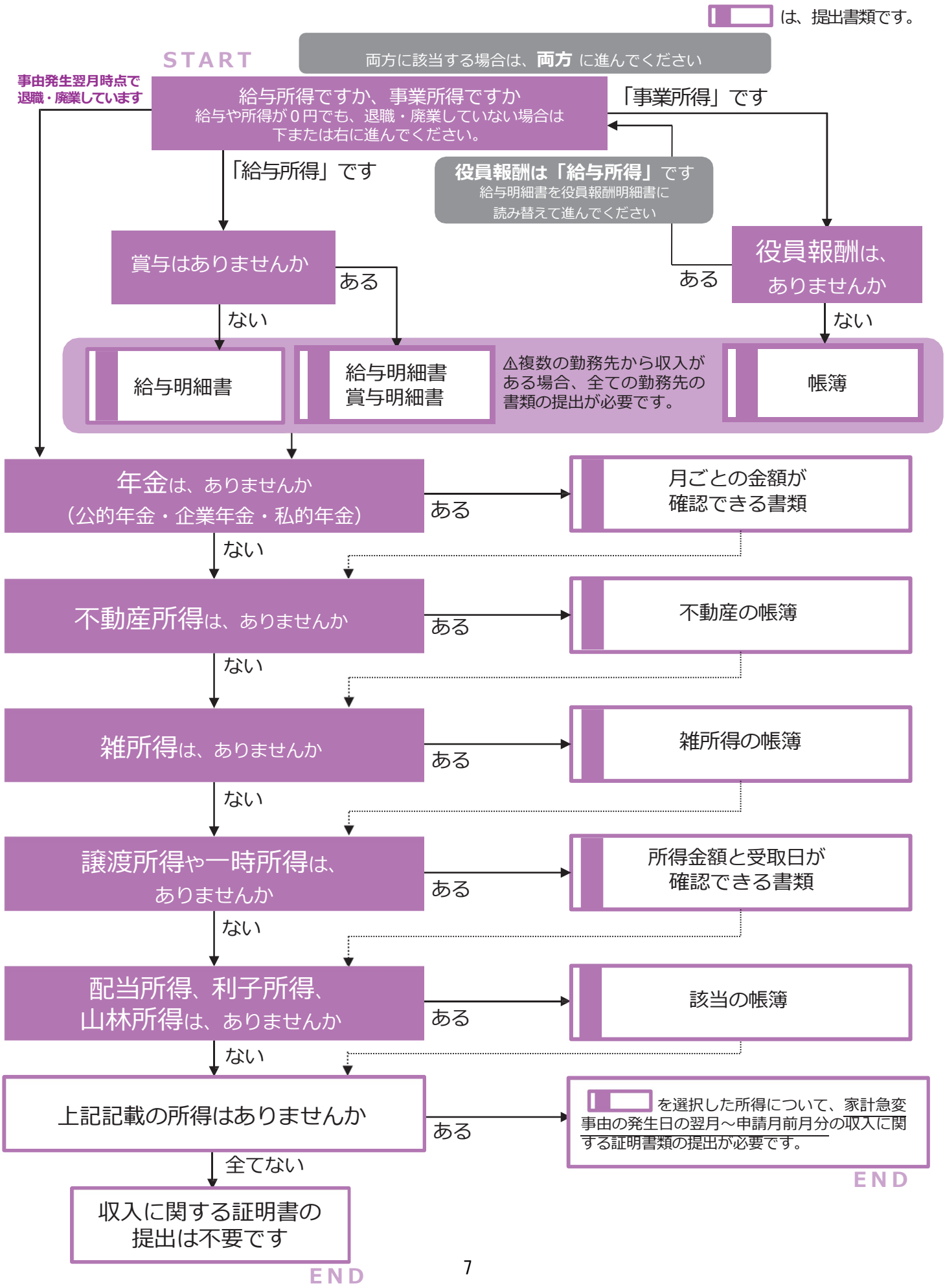

Ⅲ.応急採用の申込時期・採用時期

通年で申込みを受け付けていますが、家計急変事由の発生時期によって下表のとおり申込期限があります。

家計急変事由の発生時期	申込期限	（例）
進学前（注）	進学後3か月以内	進学年月：2025 年4月 家計急変事由の発生：2025 年1月 15 日 申込期限：2025 年6月 30 日
進学後	事由発生から 12 か月以内	進学年月：2024 年4月 家計急変事由の発生：2025 年1月 15 日 申込期限：2026 年1月 15 日

（注）進学前に家計急変事由が発生している場合は、家計急変事由の発生月が下表の範囲であることを確認してください。
下表に該当しない場合は、通常の在学採用に申し込んでください。
※進学前の家計急変事由の発生月が以下の場合、進学後3か月以内に応急採用の申請が可能です。

あなたの進学月	家計急変事由の発生月
2025 年4月～2025 年9月	2023 年1月～進学月前月
2025 年 10 月～2026 年3月	2024 年1月～進学月前月

※当月 10 日までに本機構へ申込書類が到着し、不備なく審査が完了した場合、原則として2か月後の採用（初回振込み）となります。

Ⅳ.応急採用で申し込む場合の貸与始期（奨学金の貸与開始月）・貸与終期

2025 年度においては、貸与始期は、2025 年4月以降で申込者が希望する月とします。家計急変事由の生じた月が 2025 年4月より前の場合は、家計急変の生じた月まで遡ることができます。ただし、入学年月より前に遡ることはできません。

貸与終期は、学位取得までの最短の修業年限です（通常の在学採用と同様、学校発行の在籍証明書の記載に基づいて決定します）。

なお、第二種奨学金（海外）の申込時に選択する貸与始期が入学年月と同じ場合は、「入学時特別増額貸与奨学金」を同時に申し込むことができます。

Ⅴ.応急採用と通常の在学採用の申込手続きの違い

家計急変を事由とした第二種奨学金（海外）応急採用の申込手続きは、次の（1）～（3）について、通常の第二種奨学金（海外）在学採用と違いがあります。その他については、通常の第二種奨学金（海外）在学採用の申込手続きに従ってください。

(1)家計急変に係る事情書、家計急変事由の証明書類、家計急変後の収入に関する証明書類（必要な方のみ）の追加提出が必要となります。

(2)家計急変事由の発生時期により、申込期限が異なります。

(3)家計急変事由の発生月が 2025 年4月より前の場合は、貸与始期は 2025 年4月までの遡りではなく、入学年月を限度として、家計急変の生じた月まで遡ることができます。

Ⅵ.（参考）応急採用の家計基準

収入・所得の上限額の目安は、通常の在学採用と同じです（貸与奨学金案内6ページ【参考】参照）。応急採用においては、あなた（配偶者がいる場合は、あなたと配偶者）の収入状況等について、次ページ②の方法で算出する「貸与額算定基準額」が次ページ①の基準に該当するかを機構で判定します。

① 家計基準

希望する奨学金	家計基準（**貸与額算定基準額**（※1））	
	修士課程	博士課程
第二種奨学金（海外）	155,300 円以下	229,800 円以下
第二種奨学金（海外）と 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）との併用	61,600 円以下	66,400 円以下

※1 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します。（100 円未満は切り捨て）

貸与額算定基準額★1 ＝（課税標準額） × ６％－（市町村民税調整控除額）★2

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります（以下の例外を除きます）。

・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっていても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に 3/4 を乗じた額となります。

②貸与額算定基準額の算定方法

応急採用においては、上の①の計算方法に基づき、以下 A 及び B で算出した額の合計（A+B）から、貸与額算定基準額を算出します。

A 家計急変事由に該当する者（家計急変者）の額

家計が急変した翌月から申込日の属する月の前月までの収入に関する証明書類で推算した年間所得の見込額（注1）から、住民税情報（注2）の所得控除の額を控除して課税標準額とし百分の六を乗じた額から、市町村民税調整控除額（注2）を控除します。（100 円未満は切り捨て）

B 家計急変事由に該当しない者の額

住民税情報（注2）に基づく課税標準額に百分の六を乗じた額から、市町村民税調整控除額（注2）を控除します。（100 円未満は切り捨て）

（注1）例えば、家計急変後の給与明細5か月分の提出が必要であった場合、ひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を 12 倍することにより年間所得の見込額を算出します。

（注2）申込月により、使用する住民税情報の年（年度）が異なります。

・2025 年4月～2025 年9月までの申込の方（※）：2023 年分（2024 年度）の住民税情報を使用

（※）2025 年9月の書類提出期限（2025 年9月 10 日）までに申込書類を機構に提出した方

・2025 年 10 月～2026 年3月までの申込の方：2024 年分（2025 年度）の住民税情報を使用

※4ページの表において、「収入に関する証明書類」が「不要」となっている場合は、家計急変者も上の「B」の計算方法になります。（家計急変事由が「4（1）被災等により、収入が無くなった」の場合を除く。）

大学院

第二種奨学金（海外）在学採用（応急採用）
家計急変に係る事情書

記入日（西暦）　　年　　月　　日

1．申込者本人欄

氏名	カナ			
	漢字			
生年月日	（西暦）　　年　　月　　日			
在学学校名			国・地域名	

2．「家計急変者（※）」と「事由」について記入してください。

↓該当者に✓を記入してください。　　↓証明書類から転記してください。

※家計急変の事由が生じた者	□ 申込者本人　□ 配偶者		事由発生日	（西暦）　　年　　月　　日

※家計急変者が２名の場合は、家計急変者ごとに本提出書を作成してください。（２枚必要）
※申込者本人の同一生計の父母に家計急変事由が発生した場合は、「申込者本人」に✓を記入してください。

↓該当する事由に✓を記入してください。

事由		必要書類	事由発生日
１．死亡	□（１）配偶者が死亡	・戸籍謄本（抄本）、住民票の除票写し（死亡日記載）	死亡日
	□（２）申込者本人の同一生計の父母が死亡		
２．事故・病気等	□（１）申込者本人又は配偶者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】	・事故・病気等による就労困難の証明書（医療費の領収書、医師による診断書や治療計画書　等） ・勤務先発行の休職証明書　等 ・収入に関する証明書類（課税所得がある場合）	事故・病気等発生以降の家計急変日
	□（２）申込者本人の同一生計の父母や他の家族が事故・病気等となり家計が急変【申込者本人の支出増大】	・事故・病気等の証明書（医療費の領収書、医師による診断書や治療計画書　等）	事故・病気等発生日
３．失職（退職、会社倒産、廃業）	□（１）申込者本人又は配偶者が失職	・離職日、廃業日等が確認できる書類（退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、廃業等届出書、破産手続開始決定の通知書　等）	離職日 廃業日
	□（２）申込者本人の同一生計の父母が失職		
４．震災、火災、風水害等に被災	□（１）被災等により、収入が無くなった	・罹災証明書、被災証明書　等	罹災日 被災日
	□（２）被災等により、収入が減った	・罹災証明書、被災証明書　等 ・収入に関する証明書類（課税所得がある場合）	
	□（３）被災等により、支出が増えた	・罹災証明書、被災証明書　等	
	□（４）申込者本人の同一生計の父母の被災等		
５．配偶者等による暴力等から避難	□（１）配偶者による暴力等から避難	・公的機関等による保護証明書　等	保護施設への入所年月日等
	□（２）同一生計の父母による暴力等から避難		
６．離別（離婚・行方不明等）	□（１）配偶者との離別	・戸籍謄本（抄本）、離婚届受理証明書、行方不明者届受理票　等	離別日（離婚日、失踪日等）
	□（２）同一生計の父母との離別		
□　７．進学・学業専念のための休職（申込者本人のみ）		・勤務先発行の休職証明書　等 ・収入に関する証明書類（課税所得がある場合）	休職開始日 （無給・減収）

（次ページに続く）

３．家計が急変した状況について

「いつ」「どういった事由で」家計急変したのか、事情をできるだけ詳しく説明してください。

家計が急変した事由が「２（１)」「３（１)」「４（２)」「７」の場合は、以下を記入してください。

４．家計急変日の翌月から現在までの収入

家計急変者の「家計が急変した事由が発生した日」の翌月から現在までの収入について、該当するものをすべて選択してください。

☐ １）給与所得
※役員報酬は給与所得です。

☐ ２）事業所得（営業等所得、農業所得）

☐ ３）年金（公的年金等控除が適用される年金）
※雑所得（業務・その他）として申告する年金の場合は「５）雑所得」を選択してください。

☐ ４）不動産所得

☐ ５）雑所得（「３）年金」を除く）

☐ ６）利子所得

☐ ７）配当所得

☐ ８）譲渡所得

☐ ９）一時所得

☐ 10）山林所得

☐ 11）家計が急変した事由が発生した日の翌月から現在までに、１）～10）の収入はありません。
６ページのフローチャートを使って、未申告の取入がないことを確認してください。